

岩手県告示第146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
愛宕-1	九戸郡野田村大字野田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	該当なし
愛宕-2	〃	〃	〃
愛宕	〃	〃	〃
下安家(1)	九戸郡野田村大字玉川（別紙図面のとおり）	〃	〃
下安家(3)	〃	〃	〃
下安家-1	〃	〃	〃
下安家-2	〃	〃	〃
平清水の沢	九戸郡野田村大字野田（別紙図面のとおり）	土石流	別紙図面のとおり
平清水の沢(2)	〃	〃	〃
下安家の沢	九戸郡野田村大字玉川（別紙図面のとおり）	〃	該当なし
下安家の沢(2)	〃	〃	〃
下安家の沢(3)	〃	〃	〃
下安家の沢(4)	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び久慈地方振興局土木部並びに野田村役場に備えておいて縦覧に供する。